

各端末販売事業者代表者 様

鳥取県教育委員会事務局高等学校課長
(公印省略)

令和9年度県立高校の入学生等に対する学習用端末の販売事業者の選定に係る見積書の
提出について(依頼)

このことについて、下記のとおり県指定の販売事業者を見積合せにより選定するので、別添仕様書に
基づき見積書の提出をお願いします。

記

1 基本的事項

- (1) 売買契約の当事者 令和9年度在籍する生徒(入学予定者を含む。)又は保護者(以下「入学生等」という。)
- (2) 売買に関する条件 別添令和9年度県立高校の入学生等に対する学習用端末の販売に係る「仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

2 見積合せの参加資格

本件見積合せに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件依頼の公告日から見積合せの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争見積参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件依頼の公告日から見積合せの日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 見積書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和8年10月8日(木)午前11時 即時見積合せ
ただし、郵便等による見積書の受領期限は10月7日(水)午後5時までとする。
- (2) 提出場所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県庁第二庁舎5階 高等学校課

4 見積合せに関する事項

- (1) 本件見積合せは、紙により行うものであること。
- (2) 見積書(様式第1号)には、学習用端末1台当たりの単価を記載することとし、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 見積者は、見積書に住所、商号又は名称、氏名を記入し、「見積書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (4) 上記2の見積合せの参加資格のない者による見積り、見積者に求められる義務を履行しなかった者による見積り、本件通知及び「仕様書」に違反した見積りは、無効とする。

- (5) 見積者は、提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 見積合せ後、本件依頼、「仕様書」等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 指定業者の決定方法は、本件通知及び「仕様書」に示した業務を遂行できると判断した見積者であって、高等学校課長が定める予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行ったものを、指定業者とする。なお、最低価格者が複数ある場合は、本件見積合せに利害関係を有しない職員によるくじ引きを行い、指定業者を決定するものとする。
- (8) 本件見積合せについての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより鳥取県教育委員会事務局高等学校課代表メールアドレス (koutougakkou@pref.tottori.lg.jp) に令和8年9月29日（火）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。
- (9) 上記4（8）の質問に対する回答については、令和8年10月2日（金）までにインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/koukou/>) によりまとめて閲覧に供する。

5 見積合せ後の手続きについて

- (1) 高等学校課長は、高等学校課長が定める予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を指定業者に指定する。
- (2) 高等学校課長は、指定業者に上記5（1）の旨を通知するとともに、各県立高校に対し、入学生等に指定業者から学習用端末を購入させるよう周知する。
- (3) 指定業者は、入学生等と直接、学習用端末の販売を行うものとし、その購入方法等の詳細に係る資料を作成し、高等学校課に提出すること。

6 郵送による見積書の提出

郵便等による提出を可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、上記3（2）の提出場所に令和8年10月7日（水）午後5時までに必着のこと。

7 その他

- (1) 見積合せ前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は見積合せに関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、見積合せを中止し、又は取りやめることがある。
- (2) 指定業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定を解除することができるものとする。

また、指定業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（指定業者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、指定業者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

【担当】

学 事 担 当 近岡（ちかおか）

電 話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 9 2 9

(様式第 1 号)

見 積 書

鳥取県教育委員会事務局高等学校課長 様

次のとおり見積りします。

令和 年 月 日

見積者 住 所

商号又は名称

見積者氏名 (自署又は記名押印)

件 名	数 量	金 額
令和9年度県立高校の入学生等 に対する学習用端末の販売	1 台当たり	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

(様式第 2 号)

質 問 書

令和 年 月 日

鳥取県教育委員会事務局高等学校課長 様

提出者

住 所

商号又は名称

役職及び氏名

(作成責任者)

所属・職・氏名

電話番号

ファクシミリ

令和 9 年度県立高校の入学生等に対する学習用端末の販売に係る下記事項について質問します。

記

【質問事項 1】

【質問事項 2】

【質問事項 3】

(別添)

令和9年度県立高校の入学生等に対する学習用端末の販売に係る「仕様書」

1 業務内容

令和9年度に鳥取県立高校に在籍する生徒（入学予定者を含む。）又は保護者（以下「入学生等」という。）に、生徒が学習のために使用する端末（以下「学習用端末」という。）の販売並びにこれらに付随する業務を行う。

2 販売する学習者用端末の仕様等

(1) 仕様

下表の規格以上のものを調達し、販売すること。

項目	内容
OS	Chrome OS
CPU	インテルCeleronプロセッサ N4500番台と同等以上
メモリ	4GB以上
記憶容量	32GB以上
ディスプレイ	・ 11型以上の液晶ディスプレイ ・ タッチパネル方式であること ・ 360度回転が可能であること
無線	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax に対応していること
外部インターフェース	USB3.0以上（Type-C）× 1以上、USB3.0以上（Type-A）× 1以上
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子× 1以上
カメラ	インカメラ、アウトカメラを有すること
キーボード	日本語JISキーボード
本体重量	1.5kg未満
バッテリー駆動時間	8時間以上
その他	・ OS等ソフトウェアのサービスパックについては、導入時点で最新のものであること。 ・ デバイス本体と搭載ソフトウェア等の機能強化のためのOS自動更新期限が、2033年6月以降のものであること。

(2) 端末の販売の方法等（ECサイトの立ち上げ等について）

(ア) 指定業者は、入学生等（転入生や買い替えを希望する者を含む。）を対象としたECサイトを立ち上げるものとし、新規購入者、継続使用者及び追加購入者ともに当該ECサイトから入学生等のみが確実に注文・購入できる仕組み（学校別認証コードや事前登録アカウントによるアクセス制御等）とすること。また、購入者に支払期限の通知メール等を送るようにすること。なお、在学生が個別に追加購入する場合であっても、本見積合せにより決定した販売価格と同額で提供すること。

(イ) 入学生等の支払方法として、一括払に加え、分割払にも対応できるようにし、経済性だけでなく利便性も考慮した上で、クレジットカード決済、コンビニ決済、銀行振込等複数の支払方法を用意し、それぞれの方法で複数の会社または銀行等を選択できるようにすること。

(ウ) ECサイトの開設期間は、令和9年3月の県立高校の合格者説明会の時期から同年4月上旬までを想定しているが、詳細は、指定業者決定後、別途打ち合わせを行うものとする。

(エ) ECサイトの開設前に、ECサイトからの購入方法等の説明に係る入学生等向け資料（パンフレット等）を作成し、高等学校課の点検を受けること。

(オ) 入学生等の注文及び支払状況について、各学校側から確認できる仕組みを構築すること。

(3) 学習者用端末の保証

- ア 学習者用端末には、在学期間（３年間）の保証を付することとし、その内容は自然故障、物損故障時の修理又は交換、盗難保証とする。
- イ 保証限度額は、５万円以上で設定すること。
- ウ 保証限度額の範囲内において、回数無制限で対応すること。
- エ 納入時に保証の受付先についての情報を学校に提供すること。

（４）Chrome Education Upgrade ライセンス等の設定等

Chrome Education Upgrade ライセンス等については、学習者用端末の納入前に次の設定を行うこと。なお、いずれにおいても必要な情報については、学校が提供する。また、当該設定作業の完了後は、学校の指定する担当者による検査を受けること。

- ア Chrome Education Upgrade ライセンスを各端末等へ導入し、Google Workspace for Education の管理コンソールに登録すること。
 - イ 学校内における無線 LAN に接続できるよう設定を行うこと。
 - ウ 生徒アカウントと購入端末の紐づけのためアセット ID への登録を行うこと。
 - エ 学習者用端末の判別を容易にするため、管理番号を示すシールを学習者用端末本体の裏面に貼付することとし、管理番号の振り方については、別途、指定業者と打ち合わせるものとする。
- ※上記ア～エの設定作業の内容及び手順について、実務上の運用状況やシステム環境等の変化により変更が生じた場合は、発注者の指示に従い対応すること。なお、これに伴う販売価格の引き上げ（追加費用の請求）は、原則として認めないものとする。

３ 納入台数・納入場所等

売買契約が成立した端末等については、下表の所在地の各学校が指定した場所にそれぞれ納入すること。なお、購入台数の総数及び各学校の台数については、後日、各学校の購入状況に合わせて変更することがある。その際生じた在庫については、学校又は鳥取県教育委員会等による買い取りはしない。

学校名	所在地	台数	納入期限
鳥取東高校	鳥取市立川町５丁目２１０	２５２台	令和９年４月上旬～５月上旬までの間の各学校が後日指定する日
鳥取西高校	鳥取市東町２丁目１１２	２５３台	
鳥取商業高校	鳥取市湖山町北２丁目４０１	１３４台	
鳥取工業高校	鳥取市生山１１１	９１台	
鳥取湖陵高校	鳥取市湖山町北３丁目２５０	１０５台	
鳥取緑風高校	鳥取市湖山町南３丁目８４８	３５台	
青谷高校	鳥取市青谷町青谷２９１２	３３台	
岩美高校	岩美郡岩美町浦富７０８－２	５０台	
八頭高校	八頭郡八頭町久能寺７２５	２２７台	
智頭農林高校	八頭郡智頭町智頭７１１－１	６２台	
倉吉東高校	倉吉市下田中町８０１	１７５台	
倉吉西高校	倉吉市秋喜２０	８８台	
倉吉農業高校	倉吉市大谷１６６	５３台	
倉吉総合産業高校	倉吉市小田２０４－５	１０５台	
鳥取中央育英高校	東伯郡北栄町由良宿２９１－１	６７台	
米子東高校	米子市勝田町１	２６８台	
米子西高校	米子市大谷町２００	２７０台	
米子高校	米子市橋本３０－１	１１０台	
米子南高校	米子市長砂町２１６	１３２台	
米子工業高校	米子市博労町４丁目２２０	１４９台	
米子白鳳高校	米子市淀江町福岡２４	３１台	
境高校	境港市上道町３０３０	１４１台	
境港総合技術高校	境港市竹内町９２５	７６台	

日野高校	日野郡日野町根雨 3 1 0	3 0 台	
購入見込台数合計		2, 9 3 7 台	—
(参考) 令和 8 年度入学生への販売数実績		2, 8 3 5 台	—

4 再委託の禁止

ア 指定業者は、高等学校課の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、再委託する業務に本依頼に係る業務の中核となる部分が含まれている場合には、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

5 守秘事項等

(1) 指定業者は、本依頼に係る業務における成果物（中間成果物を含む。）を、本依頼に係る業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

(2) 指定業者は本依頼に係る業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 指定業者は、本依頼に係る業務に従事する者に対して、5（1）及び5（2）の規定を遵守させなければならない。

(4) 鳥取県教育委員会等は指定業者が5（1）から5（3）までの規定に違反し、鳥取県教育委員会等又は第三者に損害を与えた場合は、指定業者に対し、指定の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

6 目的外使用等の禁止

指定業者は、本依頼に係る業務に必要な情報等について、本依頼に係る業務以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

7 その他

この仕様書に定めのないことについては、高等学校課及び指定業者が別途協議して定めることとする。